

## 定性的な開示事項

### ■自己資本調達手段の概要

1. 当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	京都北都信用金庫	
資本調達の手段の種類	普通出資	非累積的 永久優先出資
コア資本*に係る 基礎項目の額に算入された額	4,907百万円	6,000百万円

2. 優先出資(引受先: 信金中央金庫等)105億円のうち、45億円につきましては、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第15条第1項の規定に基づき、平成22年度に5億円、平成30年度に20億円、令和4年度に20億円をそれぞれ消却しました。当年度末の「出資金」には、優先出資の消却に伴い、貸借対照表上「優先出資金」から「その他の出資金」に振り替えた25億円が含まれております。

### ■自己資本の充実度に関する事項

#### 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

1. 自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。
2. 当金庫は各エクスポージャー\*が特定分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。
3. 将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

### ■信用リスク\*に関する事項

#### リスク管理の方針及び手続きの概要

1. 信用リスク\*は当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識に立ち、融資取引に際しては融資の基本原則(安全性、公共性、収益性、成長性、流動性の5原則)に則って厳正に判断を行うとともに、法令等の遵守・中小企業や地域社会の健全な発展等と信業務の基本的な指針を示したクレジットポリシー\*を制定し広く役職員に理解と遵守を促すなど、信用リスク管理を徹底しております。
2. 信用リスクの評価につきましては、当金庫では、小口多数取引の推進によるリスクの分散・極小化に努めるとともに、SDB(信金中央金庫 地域・中小企業研究所 総合企画部しんきんイノベーションハブ)のスコアリングモデル等の活用により個社別の信用リスク量を算出の上、業種別・地域別・融資規模別・自己査定による債務者区分別に集約しております。集約結果につきましては、定期的にリスク管理委員会において協議検討し理事会に報告を行うなど、適切な信用リスク管理に活用しております。
3. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、過去3年間の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づく額を計上しております。ただし、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した額が一定額以上で、かつ経営改善の見通しが不透明な先については、その残額と合理的に見積ったキャッシュ・フローにより回収されると見込まれる金額との差額を計上しております。  
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。  
また、アフター・コロナ後の業績回復度合いや現下の国際情勢、物価高騰の影響次第によって債務者の信用リスクの増大が懸念される状況が継続していることを踏まえ、正常先債権及びその他要注意先債権に相当する一定の債権については、将来の経済見通しなどを分析・検討した上で、信用金庫業界における全国の統計データに基づくリーマンショック時の実績等を基礎として、決算日以降1年間の貸倒損失の増加額を見積もり、貸倒実績率に変動リスクを織り込むことで、一般貸倒引当金を追加計上しております。なお、社会情勢や経済環境が変化した場合には、翌年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に審査部署が資産査定を実施しております。なお、それぞれの結果につきましては、監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

#### 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

リスク・ウェイト\*の判定に使用する適格格付機関\*は、以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとの判定に適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング(S&P)



## ■信用リスク削減手法<sup>※</sup>に関する事項

### リスク管理の方針及び手続きの概要

1. 当金庫においては、融資の取上げに際しては、担保・保証に過度に依存することのないよう、お客さまの経営状況・事業計画・資金使途・回収可能性等さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置付けと認識しております。  
ただし、審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明を行い、ご理解をいただいた上でご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。
2. 当金庫が取扱う担保には自金庫預金積金・有価証券・不動産・動産・売掛債権等、また、保証には人的保証・信用保証協会保証・保証会社保証等がありますが、その手続きにつきましては、当金庫が定める「融資事務取扱規程」「預金担保事務取扱要領」「不動産担保事務取扱要領」等に基づいて適切な事務取扱いを行っております。
3. 手形貸付・割引手形・証書貸付・当座貸越・債務保証・外国為替・デリバティブ取引・保証取引に関してお客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において預金相殺を用いる場合があります。こうした場合には、信用リスク削減方策の一つとして、各種契約書及び約定書等に基づき法的に有効であることを確認するとともに、書面による事前の通知を行った上で預金相殺手続を行うこととしております。  
なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

## ■派生商品取引<sup>※</sup>及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引はありません。

## ■証券化エクスポージャー<sup>※</sup>に関する事項

証券化取引はありません。

## ■オペレーショナル・リスク<sup>※</sup>に関する事項

### リスク管理の方針及び手続きの概要

1. 「オペレーショナル・リスク管理方針」及び「オペレーショナル・リスク管理規程」に基づき、組織体制を整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。
2. 事務リスク管理については、「事務リスク管理方針」に基づき、事務の多様化や取引量の増加に適切に対応するために、事務取扱要領の整備・階層別事務研修の定期開催、事務部による臨店指導等、事務管理体制の整備及び職員の事務レベルの向上に努めるとともに、一元管理が可能な事務の本部集中化や機械化処理をすすめることにより、正確かつ迅速な事務処理の実施に努めております。
3. システムリスク管理については、「システムリスク管理方針」に基づき、適切なリスクコントロールを行うために、管理すべきリスクの所在、種類等を的確に認識し、システムリスクに係る事務規程・マニュアル等を整備する等システムリスク管理態勢の強化に努めております。  
なお、当金庫は一般社団法人しんきん共同センターに加盟し、主要なコンピュータシステムは全て同センターのシステムを利用しております。一般社団法人しんきん共同センターと協力してリスクの削減に取り組むとともに、定期的な点検検査、システム監査等を実施し、安定した業務遂行を行っております。  
また、近年増加しているサイバー攻撃についても、CSIRT 部会を組織し、サイバー攻撃に対する対応・対策の検討、標的型メール訓練や研修等を行い、サイバー被害防止に努めております。
4. その他のリスクについては、お客様サポートセンターの設置による苦情に対する適切な対応、個人情報及び情報セキュリティ管理態勢、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。
5. 一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、定期的に事務システム委員会、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会において協議検討し理事会に報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

### オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレーショナル・リスク相当額の算出は、基礎的手法<sup>※</sup>による計測を採用しております。

### ■出資等エクスポージャーに関する事項

#### リスク管理の方針及び手続きの概要

1. 銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、上場優先出資証券、投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。
2. そのうち、上場株式、上場優先出資証券、投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や設定されたリスク限度額の遵守状況を定期的にリスク管理委員会において協議検討し理事会に報告を行っております。一方、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余裕資金運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、理事会へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。  
なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券の時価会計処理要領」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

### ■金利リスクに関する事項

#### リスク管理の方針及び手続きの概要

##### (1) リスク管理の方針

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会及びリスク管理委員会と協議検討し、理事会へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

##### (2) 金利リスクの算定手続き

市場リスク量の統一的な尺度としてVaR法(注1)を採用しているほか、BPV法(注2)やギャップ分析(注3)など、取引の特性に応じてリスクを多面的に分析・把握することにより、適切に市場リスクを管理しております。VaRは、投資有価証券取引は日次、預金・貸出金取引は月次にて計測しております。

##### (注1) VaR(バリュー・アット・リスク)計測の主な前提条件

- ・観測期間：5年 信頼区間：99% 保有期間：240日
- ・GPS(グリッド・ポイント・センシティブティ)方式
- ・コア預金を考慮

##### [コア預金]

対象：流動性預金全般(当座預金、普通預金、貯蓄預金等)

算定方法：①過去5年の最低残高

②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高

③現残高の50%相当額

以上3つのうち最小の額を上限としております。

満期：5年以内(平均2.5年)

(注2) BPV(ベース・ポイント・バリュー)法  
・金利1bp(0.01%)の変化により、保有資産・負債の現在価値がどの程度変化するかを計測する手法

##### (注3) ギャップ分析

・資産・負債を金利更改期日ごとに区分し期間帯における運用・調達の構造を把握する方法

## I. 単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

### 1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本*に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	27,192	28,002
うち、出資金及び資本剰余金の額	15,408	15,407
うち、利益剰余金の額	11,924	12,736
うち、外部流出予定額(△)	140	140
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	454	700
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	454	700
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	22	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	27,669	28,703
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	153	217
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	153	217
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	537	649
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	690	867
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	26,978	27,836
リスク・アセット*等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	299,536	306,048
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 923	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	-
うち、上記以外に該当するものの額	501	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	15,233	15,519
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	314,769	321,568
自己資本比率		
自己資本比率((ハ) / (ニ))	8.57%	8.65%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

# 自己資本の充実の状況 | 単体情報

## 2. 定量的な開示事項

### ■自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額*の合計	299,536	11,981	306,048	12,241
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	281,617	11,264	286,794	11,471
地方公共団体金融機構向け	453	18	116	4
我が国の政府関係機関向け	1,135	45	377	15
地方三公社向け	100	4	60	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	51,380	2,055	55,980	2,239
法人等向け	82,376	3,295	83,489	3,339
中小企業等向け及び個人向け	80,519	3,220	81,757	3,270
抵当権付住宅ローン*	10,133	405	9,651	386
不動産取得等事業向け*	29,463	1,178	30,661	1,226
三月以上延滞等	1,137	45	1,106	44
取立未済手形	16	0	33	1
信用保証協会等による保証付	1,944	77	2,004	80
出資等	1,285	51	1,376	55
出資等のエクスポージャー	1,285	51	1,376	55
上記以外	21,671	866	20,179	807
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	5,810	232	6,703	268
上記以外のエクスポージャー	13,485	539	13,475	539
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	18,842	753	19,253	770
ルック・スルー方式	18,842	753	19,253	770
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	501	20		
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	-	-
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	15,233	609	15,519	620
ハ. 単体総所要自己資本額*(イ+ロ)	314,769	12,590	321,568	12,862

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「地方公共団体金融機構向け」から「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

$$\text{〈オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〉} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%



## 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

### 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ 取引			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
国内	816,639	807,321	375,427	372,044	145,477	134,581	-	-	2,294	2,401
国外	12,532	19,753	-	-	12,532	19,753	-	-	-	-
地域別合計	829,172	827,075	375,427	372,044	158,010	154,334	-	-	2,294	2,401
製造業	34,887	43,091	20,807	20,110	13,747	22,697	-	-	262	239
農業、林業	880	823	880	823	-	-	-	-	-	-
漁業	44	38	44	38	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	411	433	411	433	-	-	-	-	4	4
建設業	35,128	33,636	33,250	32,263	1,802	1,301	-	-	635	646
電気・ガス・熱供給・水道業	14,304	9,998	1,257	1,160	12,947	8,738	-	-	-	-
情報通信業	2,236	2,221	322	306	1,903	1,903	-	-	-	-
運輸業、郵便業	16,899	16,420	6,510	6,751	10,242	9,522	-	-	29	29
卸売業、小売業	36,820	35,882	32,329	30,814	4,451	5,047	-	-	376	338
金融業、保険業	341,957	358,512	35,590	36,860	27,554	38,069	-	-	-	-
不動産業	39,516	41,194	34,707	35,459	4,419	5,220	-	-	642	790
物品賃貸業	1,816	1,756	1,816	1,756	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	2,245	2,039	2,220	2,013	-	-	-	-	-	-
宿泊業	14,554	13,756	14,554	13,756	-	-	-	-	93	105
飲食業	7,208	7,062	7,208	7,062	-	-	-	-	144	134
生活関連サービス業、娯楽業	9,110	8,484	9,090	8,464	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	1,756	1,485	1,756	1,485	-	-	-	-	9	-
医療、福祉	11,795	12,653	11,795	12,653	-	-	-	-	-	2
その他のサービス	9,079	9,159	6,282	5,884	2,470	2,470	-	-	-	-
国・地方公共団体等	113,608	93,167	34,879	33,580	78,471	59,363	-	-	-	-
個人	119,709	120,363	119,709	120,363	-	-	-	-	93	111
その他	15,199	14,894	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別合計	829,172	827,075	375,427	372,044	158,010	154,334	-	-	2,294	2,401
1年以下	138,685	136,669	47,461	46,704	13,498	8,702	-	-	-	-
1年超3年以下	90,623	98,404	17,155	13,928	15,913	31,940	-	-	-	-
3年超5年以下	45,959	67,472	20,754	22,281	21,698	31,187	-	-	-	-
5年超7年以下	55,533	52,821	27,555	43,073	11,470	8,247	-	-	-	-
7年超10年以下	96,421	82,717	76,893	58,014	13,517	13,686	-	-	-	-
10年超	305,637	299,772	185,595	188,032	81,911	60,569	-	-	-	-
期間の定めのないもの	96,312	89,216	10	9	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	829,172	827,075	375,427	372,044	158,010	154,334	-	-	-	-

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には当金庫の有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVA リスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

### 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

36 ページ「貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」に記載しております。

## 自己資本の充実の状況 | 単体情報

### 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	目的使用		その他		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製造業	304	304	304	422	6	19	297	285	304	422	23	-
農業、林業	10	9	9	7	-	-	10	9	9	7	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	4	4	4	4	-	-	4	4	4	4	-	-
建設業	2,579	1,637	1,637	1,168	766	-	1,813	1,637	1,637	1,168	13	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	51	24	24	25	26	-	25	24	24	25	13	-
卸売業、小売業	512	638	638	531	14	199	498	439	638	531	15	30
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	1,835	1,767	1,767	1,417	91	162	1,744	1,604	1,767	1,417	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	1,058	1,013	1,013	1,057	39	25	1,019	987	1,013	1,057	4	5
飲食業	610	576	576	562	34	12	575	563	576	562	32	6
生活関連サービス業、娯楽業	496	385	385	664	99	10	396	374	385	664	-	-
教育、学習支援業	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	-	7
医療、福祉	34	32	32	164	-	-	34	32	32	164	-	-
その他のサービス	6	2	2	5	4	-	2	2	2	5	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	271	201	201	175	50	15	221	185	201	175	0	0
合計	7,778	6,597	6,597	6,208	1,133	446	6,645	6,151	6,597	6,208	104	49

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	202,471	-	178,253
10%	-	35,420	-	25,058
20%	47,436	257,404	59,057	227,449
35%	-	26,512	-	25,238
50%	39,908	1,620	39,357	2,846
75%	-	102,462	-	103,246
100%	5,317	110,124	4,816	111,289
150%	-	494	-	461
200%	-	-	-	-
250%	-	-	-	-
合計	92,662	736,509	103,231	723,844

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## 信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	3,491	4,118	36,811	36,575	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。



## ■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## ■証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## ■出資等エクスポージャーに関する事項

### 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	1,564	1,564	1,536	1,536
非上場株式等	4,150	—	4,641	—
合計	5,715	1,564	6,177	1,536

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 当項目に該当するものうち、株式関連投資信託に含まれるエクスポージャーについては上場株式等に一括して含めております。

### 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
売却益	53	466
売却損	18	3
償却	1	—

### 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	488	449

### 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	—	—

## ■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	34,558	39,687
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

## ■金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

銀行勘定の金利リスク(I R R B B)					
項番		△EVE (経済価値ベースの金利リスク指標)		△NII (収益ベースの金利リスク指標)	
		令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
1	上方パラレルシフト	18,551	21,079	△ 1,297	△ 1,389
2	下方パラレルシフト	△ 22,438	△ 20,118	△ 64	△ 47
3	スティープ化	15,894	18,463		
4	フラット化	△ 11,285	△ 11,909		
5	短期金利上昇	2,156	2,192		
6	短期金利低下	△ 3,107	△ 3,496		
7	最大値	18,551	21,079	△ 64	△ 47
8	自己資本の額	令和5年度 27,836		令和4年度 26,978	

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。  
2. △EVEにおける適用する金利ショックシナリオは、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化のうち、リスク量が最も過大となる金利ショックシナリオを採用しています。  
3. 適用する通貨別金利ショック幅は、円通貨 100 BPV 上昇、外国通貨 200 BPV・250 BPV・300 BPV 上昇を適用しています。  
4. △EVEは、保有するポジションの経済的価値の、金利ショックに対する減少額として定義しております。  
5. △NIIは、金利ショックが、基準日から 12 か月間の純金利収入(受取利息と支払利息の差)に与える影響として定義しております。



## II. 連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項

### 1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	27,207	28,016
うち、出資金及び資本剰余金の額	15,408	15,407
うち、利益剰余金の額	11,940	12,751
うち、外部流出予定額(△)	140	140
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 1
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	454	700
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	454	700
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	22	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	27,684	28,717
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	153	217
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	153	217
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	537	649
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	690	867
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	26,994	27,850
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	299,529	306,042
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 923	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	-
うち、上記以外に該当するものの額	501	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	15,230	15,549
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	314,759	321,592
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ) / (ニ))	8.57%	8.66%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。



## 2. 定量的な開示事項

### ■その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(注)「その他金融機関等」とは、自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

該当ありません。

### ■自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	299,529	11,981	306,042	12,241
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	281,611	11,264	286,788	11,471
地方公共団体金融機構向け	453	18	116	4
我が国の政府関係機関向け	1,135	45	377	15
地方三公社向け	100	4	60	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	51,380	2,055	55,980	2,239
法人等向け	82,376	3,295	83,489	3,339
中小企業等向け及び個人向け	80,519	3,220	81,757	3,270
抵当権付住宅ローン	10,133	405	9,651	386
不動産取得等事業向け	29,463	1,178	30,661	1,226
三月以上延滞等	1,137	45	1,106	44
取立未済手形	16	0	33	1
信用保証協会等による保証付	1,944	77	2,004	80
出資等	1,275	51	1,366	54
出資等のエクスポージャー	1,275	51	1,366	54
上記以外	21,674	866	20,182	807
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	5,810	232	6,703	268
上記以外のエクスポージャー	13,488	539	13,478	539
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	18,842	753	19,253	770
ルック・スルー方式	18,842	753	19,253	770
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	501	20	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	15,230	609	15,549	621
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	314,759	12,590	321,592	12,863

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「地方公共団体金融機構向け」から「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞  
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%  
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

# 自己資本の充実の状況 | 連結情報

## 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

### 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債券		デリバティブ 取引			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
国内	816,633	807,315	375,427	372,044	145,477	134,581	-	-	2,294	2,401
国外	12,532	19,753	-	-	12,532	19,753	-	-	-	-
地域別合計	829,166	827,069	375,427	372,044	158,010	154,334	-	-	2,294	2,401
製造業	34,887	43,091	20,807	20,110	13,747	22,697	-	-	262	239
農業、林業	880	823	880	823	-	-	-	-	-	-
漁業	44	38	44	38	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	411	433	411	433	-	-	-	-	4	4
建設業	35,128	33,636	33,250	32,263	1,802	1,301	-	-	635	646
電気・ガス・熱供給・水道業	14,304	9,998	1,257	1,160	12,947	8,738	-	-	-	-
情報通信業	2,236	2,221	322	306	1,903	1,903	-	-	-	-
運輸業、郵便業	16,899	16,420	6,510	6,751	10,242	9,522	-	-	29	29
卸売業、小売業	36,820	35,882	32,329	30,814	4,451	5,047	-	-	376	338
金融業、保険業	341,957	358,512	35,590	36,860	27,554	38,069	-	-	-	-
不動産業	39,516	41,194	34,707	35,459	4,419	5,220	-	-	642	790
物品賃貸業	1,816	1,756	1,816	1,756	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	2,245	2,039	2,220	2,013	-	-	-	-	-	-
宿泊業	14,554	13,756	14,554	13,756	-	-	-	-	93	105
飲食業	7,208	7,062	7,208	7,062	-	-	-	-	144	134
生活関連サービス業、娯楽業	9,110	8,484	9,090	8,464	-	-	-	-	0	-
教育、学習支援業	1,756	1,485	1,756	1,485	-	-	-	-	9	-
医療、福祉	11,795	12,653	11,795	12,653	-	-	-	-	-	2
その他のサービス	9,069	9,149	6,282	5,884	2,470	2,470	-	-	-	-
国・地方公共団体等	113,608	93,167	34,879	33,580	78,471	59,363	-	-	-	-
個人	119,709	120,363	119,709	120,363	-	-	-	-	93	111
その他	15,202	14,898	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別合計	829,166	827,069	375,427	372,044	158,010	154,334	-	-	2,294	2,401
1年以下	138,685	136,669	47,461	46,704	13,498	8,702	-	-	-	-
1年超3年以下	90,623	98,404	17,155	13,928	15,913	31,940	-	-	-	-
3年超5年以下	45,959	67,472	20,754	22,281	21,698	31,187	-	-	-	-
5年超7年以下	55,533	52,821	27,555	43,073	11,470	8,247	-	-	-	-
7年超10年以下	96,421	82,717	76,893	58,014	13,517	13,686	-	-	-	-
10年超	305,637	299,772	185,595	188,032	81,911	60,569	-	-	-	-
期間の定めのないもの	96,305	89,210	10	9	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	829,166	827,069	375,427	372,044	158,010	154,334	-	-	-	-

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には当金庫グループの有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

### リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	202,471	-	178,253
10%	-	35,420	-	25,058
20%	47,436	257,404	59,057	277,449
35%	-	26,512	-	25,238
50%	39,908	1,620	39,357	2,846
75%	-	102,462	-	103,246
100%	5,317	110,128	4,816	111,293
150%	-	494	-	461
250%	-	-	-	-
合計	92,662	736,513	103,231	723,847

(注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。



## ■出資等エクスポージャーに関する事項

### 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	1,564	1,564	1,536	1,536
非上場株式等	4,140	—	4,631	—
合計	5,705	1,564	6,167	1,536

(注)連結貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

## ■金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

銀行勘定の金利リスク(I R R B B)					
項番		△EVE (経済価値ベースの金利リスク指標)		△NII (収益ベースの金利リスク指標)	
		令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
1	上方パラレルシフト	18,552	21,079	△ 1,297	△ 1,389
2	下方パラレルシフト	△ 22,438	△ 20,118	△ 64	△ 47
3	スティープ化	15,894	18,463		
4	フラット化	△ 11,284	△ 11,909		
5	短期金利上昇	2,156	2,192		
6	短期金利低下	△ 3,107	△ 3,496		
7	最大値	18,552	21,079	△ 64	△ 47
		令和5年度		令和4年度	
8	自己資本の額	27,836		26,978	

- (注)1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. △EVEにおける適用する金利ショックシナリオは、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化のうち、リスク量が最も過大となる金利ショックシナリオを採用しています。
3. 適用する通貨別金利ショック幅は、円通貨 100 BPV 上昇、外国通貨 200 BPV・250 BPV・300 BPV 上昇を適用しています。
4. △EVEは、保有するポジションの経済的価値の、金利ショックに対する減少額として定義しております。
5. △NIIは、金利ショックが、基準日から 12 か月間の純金利収入(受取利息と支払利息の差)に与える影響として定義しております。

## 用語解説

### ■自己資本関係

用 語	解 説
コア資本	自己資本比率規制(バーゼルⅢ)において自己資本を構成する項目であり、出資金・資本剰余金・利益剰余金などが該当し、一般貸倒引当金が一定の条件下において算入される。
リスク・アセット	リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額。
所要自己資本の額	各々のリスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当。
抵当権付住宅ローン	バーゼルⅢにおいては、住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指す。
不動産取得等事業向け	(代表的な解釈としては)不動産の取得又は運用を目的とした事業者向けのもの。
オペレーショナル・リスク	金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいう。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステムリスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれる。
基礎的手法	オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つ。リスク・アセット=1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値÷8%。
総所要自己資本額	リスク・アセットの総額(信用リスク、オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額)×4%(自己資本比率規制における国内基準)。

### ■信用リスク関係

用 語	解 説
信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスク。
クレジットポリシー	与信業務の基本的な理念や手続き等を明示したものの。
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。
適格格付機関	バーゼルⅢにおいて、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付けを付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。
信用リスク削減手法	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(現金、自金庫預金、国債等)、同保証(国、地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺等をいう。

### ■市場リスク関係

用 語	解 説
派生商品取引	(=デリバティブ取引)有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品等を指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられる。
証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化する資産。